

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
福祉サービス第三者評価事業の守秘義務及び倫理に関する規程

規程第 15-2 号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県社会福祉士会（以下「本会」という。）が鹿児島県福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）の認証評価機関（以下「評価機関」という。）として、評価事業を実施するにあたり遵守すべき守秘義務及び倫理を定めることにより、評価事業の適切な運営を図ることを目的とする。
(使命及び責任)

第2条 本会は、評価を受審するサービス事業者（以下「事業者」という。）が日頃提供するサービスの質の向上に努められていることに敬意を表するとともに、客観的な立場による評価を実施することにより、なお一層の質の向上に資することを使命とする。

2 本会は、常に公正・中立な立場で評価事業を実施するものとし、事業者との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係が生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該事業者と評価契約を締結しないものとする。

3 本会は、評価事業の実施にあたり、本会並びに評価事業そのものの信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行わないものとする。

4 本会は、常に評価機関としての資質の向上に努め、独自に調査者、評価決定者及び苦情解決責任者を対象とした研修を各年度1回以上実施するものとする。

(情報の収集及び使用の制限)

第3条 評価事業の実施に関して収集する情報は必要最小限のものとし、また、これを評価事業の目的以外に使用しないものとする。

(情報の外部提供の制限)

第4条 評価事業に従事する者は、その実施にあたって知り得た情報を外部に漏洩しないものとする。

2 前項に定める守秘義務は、事業者との評価契約の終了後及び評価事業に従事する者がその職を退いた後も同様とする。

(評価結果の報告及び公表)

第5条 前条第1項の規定に関わらず、評価事業において実施した評価結果については、これを鹿児島県に報告するものとする。

2 前条第1項の規定に関わらず、評価事業において実施した評価結果の一部または全部を、当該事業者の同意を得て公表することができるものとする。

(関係書類の取扱い)

第6条 評価事業の実施にあたって、福祉サービスを利用者及びその家族等（以下「利用者」という。）及び事業者に関する情報が記載された書類等については、事前提出資料として提出された書類を除き、訪問調査の際に現地で確認することとし、持ち帰らないものとする。ただし、このうち事業者に関する情報が記載された書類については、当該事業者の同意がある場合はこの限りでない。

(利用者への協力の強要の禁止)

第7条 評価事業の実施にあたっては、利用者の人権を十分に尊重し、調査への協力を強要してはならない。

(問い合わせへの対応)

第8条 評価事業の実施にあたっては、事業者や利用者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、これを事業者及び利用者にも周知しなければならない。

(苦情への対応)

第9条 評価事業の実施に関する事業者や利用者からの苦情については、別に定める苦情への対応に関する規程により速やかかつ適切に対応することとする。

2 前項に定める苦情への対応については、事業者及び利用者にも予め周知することとする。

(その他)

第10条 評価事業の実施における倫理及び個人情報の保護に関して、本規程に定めのない事項については、社団法人日本社会福祉士会倫理綱領・行動規範及び個人情報保護指針による。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益法人設立の登記の日から施行する。